

関係規程

1 長野県航空消防防災体制整備要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長野県が消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を導入して航空消防防災体制を整備するにあたり、運航管理の基本的事項を定めることを目的とする。

(航空機)

第2条 航空機は、県内市町村の消防体制を強化するとともに、県の防災体制を拡充し、併せて航空機による広域応援体制を整備するため、長野県が導入して運航管理する。

2 航空機の運航基地は、松本空港とする。

(運航管理)

第3条 航空機の運航管理は、消防防災航空センターが行い、消防防災航空センター所長（以下「所長」という。）が掌理する。

2 航空機の円滑な運航に資するため、長野県消防防災ヘリコプター運航協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(隊の設置)

第4条 航空機を運航し、消防防災活動を行うため、長野県消防防災航空隊（以下「隊」という。）を置き、所長が隊長を兼ねる。

2 隊には、航空機の運航に従事する県職員で構成する航空隊及び航空機による消防防災業務に従事するため県内消防本部から派遣された消防吏員で構成する消防隊を置く。

3 航空隊及び消防隊に、隊長、副隊長及び隊員を置き、所長が指名する。

(経費負担)

第5条 航空機の運航管理及び隊の活動に関する経費は、長野県が負担する。

2 消防吏員の派遣に要する費用を県内全市町村が負担するものとし、各市町村の負担割合は、負担すべき経費の二分の一を人口規模、残る二分の一を基準財政需要額の割合とする。

3 協議会の経費は、県が交付する運航調整交付金をもって充てることとし、隊員の活動体制整備及び市町村の消防業務の円滑化のために執行するものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、体制の整備、運航管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年6月18日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 長野県消防防災ヘリコプター運航管理要綱

目 次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 消防防災航空隊の任務（第4条－第7条）
- 第3章 運航管理（第8条－第18条）
- 第4章 安全対策等（第19条－第23条）
- 第5章 教育訓練（第24条・第25条）
- 第6章 雑則（第26条・第27条）
- 附 則

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この要綱は、「長野県航空消防防災体制整備要綱」に基づき、長野県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理に関し必要な事項を定め、航空機の安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

（他の法令との関係）

第2条 航空機の運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 航空機等 航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。
- (2) 消防防災業務 航空機を使用して行う救急活動、救助活動、火災防ぎょ活動、災害応急対策活動その他の消防防災活動に関する業務をいう。
- (3) 航空隊員 航空機に搭乗し、消防防災業務に従事する消防防災航空センター（以下「航空センター」という。）の職員をいう。
- (4) 自隊訓練 航空隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、航空センターが独自で行う訓練をいう。
- (5) 運航計画 航空機を効率的に運航するため、消防防災業務、自隊訓練等について定める飛行計画をいう。

第2章 消防防災航空隊の任務

（総括隊長の任務）

第4条 消防防災航空隊長（以下「総括隊長」という。）は、隊長、副隊長及び隊員を指揮監督して消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

(隊長の任務)

第5条 隊長は、総括隊長を補佐し、副隊長及び隊員を指揮監督して消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

2 総括隊長に事故あるときは、消防防災航空センター所長（以下「所長」という。）があらかじめ指名する隊長がその職務を代行する。

(副隊長の任務)

第6条 副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督して消防防災業務の万全を期さなければならない。

2 隊長に事故あるときは、副隊長がその職務を代行する。

(隊員の任務)

第7条 隊員は、総括隊長、隊長及副隊長の指揮に従い、航空機の性能と災害等の状況に即応した消防防災業務に努めなければならない。

2 隊員は、消防防災業務の遂行に当たっては、十分な安全を確保するとともに関係法令等を遵守し、所期の目的を達成するよう努めなければならない。

第3章 運航管理

(総括責任者)

第8条 航空機の運航管理の総括は、危機管理部長（以下「総括責任者」という。）が行う。

(総括代行責任者)

第8条の2 総括責任者を補佐し、その代行に関する事務は、危機管理部消防課長（以下「総括代行責任者」という。）が行う。

(運航責任者)

第9条 航空機の運航管理に関する事務は、航空センター所長（以下「運航責任者」という。）が行う。

(運航指揮者)

第10条 運航指揮者は、総括隊長をもって充てる。ただし、総括隊長が航空機に搭乗しない時には、運航指揮者が航空機に搭乗する航空隊員の中から運航指揮者を指定する。

2 運航指揮者は、航空機に搭乗中、隊員を指揮監督して消防防災業務の万全を期さなければならない。

(航空機に搭乗する者の指定)

第11条 航空機を運航する場合には、運航責任者は、搭乗する航空隊員を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

(運航計画)

第12条 運航責任者は、消防防災業務、訓練等を適正かつ円滑に行うため、総括代行責任者の承諾を得て、航空機の運航計画を定めなければならない。

2 運航計画は、長野県消防防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び長野県消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）とする。

(運航基準)

第13条 航空機は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 救急活動
 - ア 山村、へき地等からの傷病者の搬送
 - イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療機材等の輸送
 - ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送
 - (2) 救助活動
 - ア 河川、湖等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助
 - イ 高層建物火災における救助
 - ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助
 - エ 高速道路等での事故等における救助
 - (3) 火災防ぎょ活動
 - ア 林野火災等における空中からの消火活動
 - イ 大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査
 - ウ 交通遠隔地への消火要員の搬送及び消火資機材等の輸送
 - (4) 災害応急対策活動
 - ア 地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握、情報収集
 - イ ガス爆発、高速道路での大規模事故等の状況把握、情報収集
 - ウ 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
 - エ 各種災害時における住民への避難誘導及び警報等の伝達
 - (5) 広域航空消防応援に関する活動
 - (6) 災害予防対策活動
 - ア 災害危険箇所等の調査
 - イ 各種防災訓練等への参加
 - ウ 住民への災害予防の広報
 - (7) 自隊訓練のための活動
 - (8) 一般行政のための活動
 - (9) その他総括責任者が必要と認める活動
- 2 航空機の運航は、午前9時00分から午後5時00分までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、日の出から日没までとする。
- 4 総括責任者が特に必要と認める場合は、第2項及び第3項の規定は適用しない。

(出動)

第14条 緊急運航については、次の要請又は計画に基づき出動するものとする。

- (1) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条の災害に係る運航については、市町村及び消防事務を処理する一部事務組合並びに広域連合（以下「市町村等」という。）の長から要請があった場合
 - (2) 長野県地域防災計画に基づく活動の場合
- 2 前条の第1項第6号から第9号までに規定する活動のための運航（以下「通常運航」という。）は、第12条に規定する運航計画に基づき出動するものとする。

(緊急運航)

第 15 条 緊急運航は、通常運航に優先する。

- 2 航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合は、運航責任者は、直ちに緊急運航に移行する旨を運航指揮者に指示しなければならない。
- 3 緊急運航の要請があった場合、運航責任者は総括代行責任者に、総括代行責任者は総括責任者にその内容等を報告しなければならない。
- 4 緊急運航に関し必要な事項は別に定める。

(緊急運航に伴う報告)

第 16 条 運航責任者は、緊急運航を行ったときは、緊急運航報告書（様式第 3 号）を作成し、速やかに総括代行責任者に報告しなければならない。

(情報連絡及び報告)

第 17 条 運航指揮者は、航空機の搭乗中に得た重要な情報等について、運航責任者に連絡しなければならない。

- 2 運航指揮者は、航空機に搭乗し業務を終了したときは、運航状況等について運航責任者に報告しなければならない。
- 3 運航責任者は、前 2 項の連絡又は報告を受けたときは、総括代行責任者に連絡又は飛行報告書（様式第 4 号）を作成し報告をしなければならない。

(飛行場外離着陸場等)

第 18 条 運航責任者は、市長村等と協議し、消防防災業務を円滑に遂行するため、法第 79 条但し書の規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第 81 条の 2 の規定に基づく緊急離着陸場の確保に努めなければならない。

- 2 運航責任者は、前項の飛行場外離着陸場を調査し、常にその実態把握に努めるものとする。

第 4 章 安全対策等

(安全管理)

第 19 条 総括責任者は、航空関係法令の定めるところにより、航空事故防止対策を講じ消防防災業務の適正な執行体制を確立するとともに、安全管理の適正を期さなければならない。

- 2 運航責任者は、消防防災業務の遂行に当たり、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期すとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

(運航指揮者の責務)

第 20 条 運航指揮者は、消防防災業務の遂行に当たっては、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的、かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

(捜索及び救難体制の確立)

第 21 条 総括責任者は、航空事故が発生するおそれ、若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制、及びその後の処理に関する体制を確立しなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第 22 条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に万全の措置を講じ、その状況を運航責任者及び最寄りの航空局航空事務所に直ちに報告しなければならない。

2 運航責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合には、直ちに所要の搜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括責任者及び総括代行責任者に報告しなければならない。

(事故報告)

第 23 条 総括責任者は、法第 76 条第 1 項に規定する事故が発生した場合には、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

2 総括責任者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第 5 章 教育訓練

(航空隊員等の教育訓練)

第 24 条 総括責任者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運航責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町村及びその他関係機関と連携のうえ、必要な訓練を実施しなければならない。

(自隊訓練)

第 25 条 運航指揮者は、運航計画に基づき、自隊訓練を実施しなければならない。

第 6 章 雑 則

(記 録)

第 26 条 運航責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、消防防災業務に関する記録を整理しておかななければならない。

(その他)

第 27 条 この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 9 年 9 月 25 日から施行する。

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 13 年 6 月 18 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

3 長野県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣 旨)

第1 この要領は、長野県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第15条第4項の規定に基づき、消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(他の規程との関係)

第2 緊急運航については、要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第3 緊急運航は、原則として、要綱第13条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で次の要件を充たす場合に運航するものとする。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合。）
- (3) 非代替性 航空機以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない又は活動できない場合。）

(緊急運航の要請基準)

第4 緊急運航は、前条の要件を充たし、かつ、次に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

(1) 救急活動

ア 山村、へき地等からの救急患者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも、有効であると認められる場合

なお、必要に応じて医師を搭乗させることができる。

イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送

交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、医療器材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

エ その他、特に航空機による救急活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

ア 河川、湖等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助

河川、湖等での水難事故等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合

イ 高層建築物火災における救助

地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

- ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助
山崩れ、洪水等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合
 - エ 高速道路等での事故等における救助
航空機事故、列車事故、高速道路等での大規模事故等で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合
 - オ その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合
- (3) 火災防ぎょ活動
- ア 林野火災等における空中からの消火活動
地上における消火活動では、消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合
 - イ 大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査
大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合
 - ウ 交通遠隔地への消火要員の搬送及び消火資機材等の輸送
交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の輸送及び輸送手段がない場合又は航空機による搬送及び輸送が有効と認められる場合
 - エ その他、特に航空機による火災防ぎょ活動が有効と認められる場合
- (4) 災害応急対策活動
- ア 地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握及び情報収集
地震、台風、豪雨、洪水等の自然災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合
 - イ ガス爆発、高速道路等での大規模事故等の状況把握及び情報収集
ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合
 - ウ 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料、その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合
 - エ 各種災害時における住民への避難誘導及び警報等の伝達
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
 - オ その他、特に航空機による災害応急対策活動が有効と認められる場合
- (5) 広域航空消防応援に関する活動
他県等からの応援要請があり、出動する必要があると認められる場合

(緊急運航の要請)

第5 緊急運航の要請は、次の各号によるものとする。

(1) 要綱に基づき、災害が発生した市町村及び消防事務を処理する一部事務組合並びに広域連合（以下「市町村等」という。）の長が消防防災航空センター所長（以下「運航責任者」という。）に行う。

(2) 地域防災計画に基づき、指定地方行政機関等の長が危機管理部消防課長（以下「総括代行責任者」という。）に行う。

2 前項第1号の要請は、消防防災航空隊に対して電話にて速報後、長野県消防防災航空隊出動要請書（様式第1号）によりファクシミリを用いて行うものとする。

3 第4の(1)のウで規定する転院搬送する場合は、転院搬送に係る情報票（様式第2号）を、前項の要請書に添付するものとする。

(緊急運航の決定)

第6 運航責任者は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、総括代行責任者が別に定める事案の外、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、出動の可否を決定し、別途指定する航空隊員（運航指揮者という。）に直ちに要請内容に対応する出動体制を指示するとともに、市町村等の長にその旨を回答しなければならない。

(受入れ体制)

第7 緊急運航を要請した市町村等の長は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに必要に応じ、次の受入れ体制を整えるものとする。

(1) 離着陸場所の確保及び安全対策

(2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

(3) 空中消火用資機材、水利の確保

(4) その他必要な事項

(報告等)

第8 緊急運航を要請した市町村等の長は、災害等が収束した場合、災害状況報告書（様式第3号）により、速やかに運航責任者に報告するものとする。

(その他)

第9 この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成9年9月25日から施行する。

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

この要領は、平成13年6月18日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。